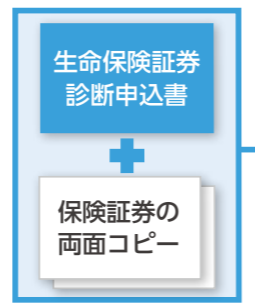




# 自分にあった保険を選んでいませんか？ 生命保険を見直してみませんか？

- 1 現在加入している生命保険・共済の「**保険証券の両面コピー**」を準備します。
- 2 下記「**生命保険証券診断申込書(コピー使用可)**」に必要事項を記入のうえ、準備した「**保険証券の両面コピー**」とともに、UAゼンセン生活応援・共済事業局に郵送もしくはFAXします。
- 3 おおむね2週間程度で診断結果を返送いたします。保障診断結果は「郵送もしくはFAX(選択可)」でお届けします。
- 4 保障診断の結果、生命共済に加入される場合は、パンフレットの申込書にて、お手続きください。  
※医療共済へ加入される方は医療共済の申込書を、積立共済へ加入される方は年金共済の申込書をご使用ください。



FAXまたは郵送

## 生命保険証券診断申込書

FAX送信先 **03-3288-3708** 郵送先 〒102-8273 東京都千代田区九段南 4-8-16

UAゼンセン生活応援・共済事業局 御中  
 以下の情報に基づく生命保険証券診断を申し込みます。 申込日 年 月 日

申込者氏名	フリガナ										
組合名	共済加入者番号 <small>※未加入者は不要です。</small>										
TEL	FAX										
申込者の家族構成 <small>※必ず記入してください。</small>	本人	男性	女性	未婚	既婚	生年月日	昭和 平成	年	月	日	( 歳)
	家族 <small>有 無 の 場合</small>	① 夫(妻)		生年月日	昭和 平成	年	月	日	( 歳)		
		② 子ども		生年月日	平成	年	月	日	( 歳)		
		③ 子ども		生年月日	平成	年	月	日	( 歳)		
		④ 子ども		生年月日	平成	年	月	日	( 歳)		
現在加入の生命保険・生命共済 <small>※保険証券のコピーを添付してください。(両面)</small>	加入者			会社名・商品名				保険料月額			
	本人	配偶者	子ども					円			
	本人	配偶者	子ども					円			
	本人	配偶者	子ども					円			
見直しの要望点 <small>※○印を付けてください。</small>	① 掛金を安く    ② 医療保障を重点に    ③ 老後保障を重点に ④ その他 ( )										
診断書の送付方法	FAX 郵送 を希望 (注)FAXを希望される方は、上記FAX番号、郵送を希望される方は下記に住所をご記入ください。 〒 -										
平均月収 <small>(年間収入/12)</small>	医療共済の休業保障特約・長期休業保障共済にご加入を希望される方のみ○印を付けてください。 30万円以上    22.5万円以上    15万円以上    9万円以上    6万円以上										
自動車保険の見直し	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない										

※個人情報の取扱:生活応援・共済事業局、本申込により取得した個人情報を診断サービスにのみ利用します。  
 ※「自動車保険の見直し」については、全労済と連携し、全労済マイカー共済をご案内いたします。

お問い合わせ先 **UAゼンセン 生活応援・共済事業局** **UAゼンセン 福祉共済互助会**

0120-229-075 共済フリーダイヤル    TEL 03-3288-3533 生活応援・共済事業局    FAX 03-3288-3708 共済直通

左記QRコードをスマートフォンやタブレット端末のQRコードリーダーで読み取ることで、UAゼンセン共済ホームページへ簡単にアクセスいただけます。また、各共済ページからは、パンフレットもダウンロードいただけます。

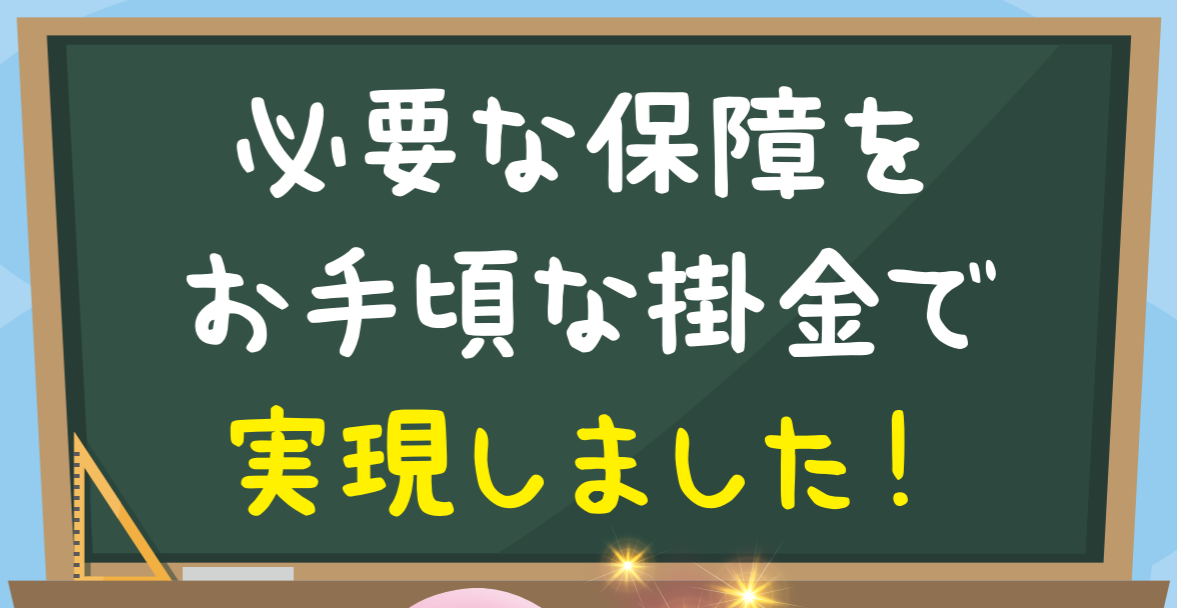
URL: <http://uazensenkyosai.jp/>  
 E-mail: [kyosai@uazensen.jp](mailto:kyosai@uazensen.jp)  
 〒102-8273 東京都千代田区九段南 4-8-16  
 受付時間:平日9:00~18:00(水曜~17:15)

UAゼンセン組合員の皆さまへ

## 2019年募集版



# ——しっかり安心、ずーっと安心—— 生命共済





# 加入条件・保障内容・掛金

## 加入対象者と条件

### ●ご加入いただける方(加入資格)

加入日(発効日)時点の年齢が満65歳未満で、申込日(告知日)時点で健康状態の告知事項のいずれにも該当しない、次の①～③の方。

①組合員<sup>※1</sup>  
(満64歳まで)<sup>※2</sup>

②組合員の配偶者  
(満64歳まで)<sup>※2</sup>

組合員と生計を一にする  
③未婚の子ども  
(満23歳まで)<sup>※3</sup>

※1 組合員本人が加入しなければ、配偶者・子どもは加入できません。  
※2 3月1日時点で満64歳に達した後の最初に到来する2月末日で脱退となります。  
※3 3月1日時点で満23歳に達した後の最初に到来する2月末日で脱退となります。

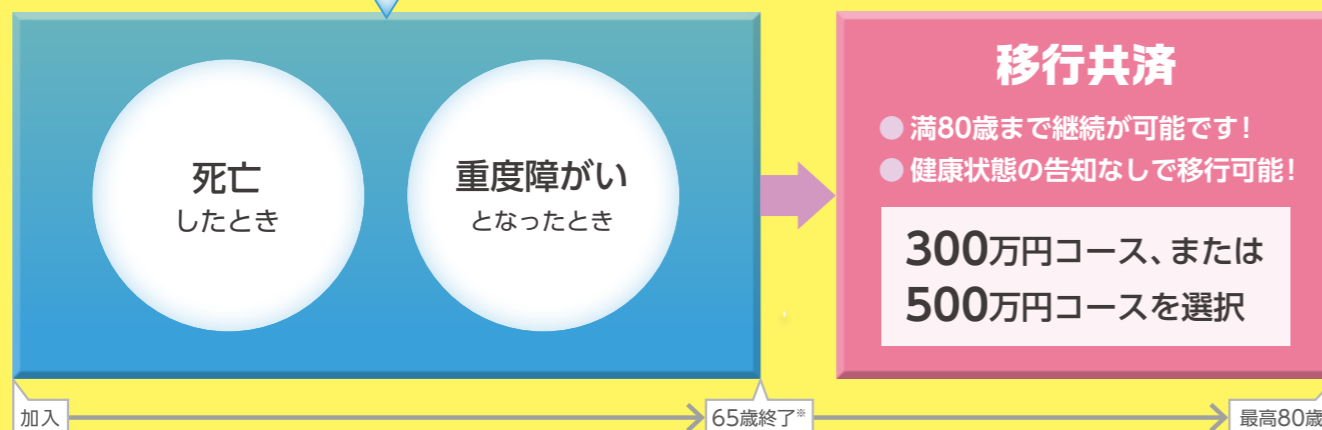
### ●健康状態の告知

新規加入または増額される場合、申込日(告知日)時点での健康状態により加入判断を行いますので、申込書の提出にあたっては、P15「告知事項(健康状態の質問事項)」を必ずお読みいただき、正しく記入してください。

(注)告知の内容が正しくないと、ご加入が取消されたり、共済金がお受取りいただけない場合があります。

## 保障内容

加入者が次の状態になった時、共済金が支払われます。



※「移行共済」の詳細については、P10「移行共済による保障の継続について」を参照ください。  
※お子さまで23歳を超えて年齢満了となられる方には、上記移行共済と同様に全労済の制度をご案内いたします。

### ●死亡共済金の受取人について

死亡共済金の受取人については、P11「**⑥共済金受取人について**」に記載されています。

死亡共済金受取人を別途指定したい場合は、専用用紙がありますので、UAゼンセン生活応援・共済事業局へご依頼ください。

## 月額掛金

掛金は月払いとなり、35歳までの方と36歳以上の方で異なります。また、契約コースは年齢により加入限度額があります。

組合員契約コース									
コース	A-6	A-10	A-15	A-20	A-25	A-30	A-35	A-40	
保障額 死亡・重度障がい のとき(一時金)	600万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円	3,000万円	3,500万円	4,000万円	
月額掛金	～35歳	600円	1,000円	1,500円	2,000円	2,500円	3,000円	3,500円	4,000円
	36歳～ 65歳	960円	1,600円	2,400円	3,200円	4,000円	4,800円	5,600円	6,400円

配偶者契約コース							
コース	B-6	B-10	B-15	B-20	B-25	B-30	
保障額 死亡・重度障がい のとき(一時金)	600万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円	3,000万円	
月額掛金	～35歳	600円	1,000円	1,500円	2,000円	2,500円	3,000円
	36歳～ 65歳	960円	1,600円	2,400円	3,200円	4,000円	4,800円

子ども契約コース				
コース	C-3	C-6	C-10	
保障額 死亡・重度障がい のとき(一時金)	300万円	600万円	1,000万円	
月額掛金	～23歳	270円	540円	(0～3歳は不可) 900円

### ●ご加入できる契約コース(年齢別加入限度額)

契約コース	組合員契約コース		配偶者契約コース		子ども契約コース	
加入日(保障開始日) 現在の満年齢	満59歳まで	満60歳～ 満64歳	満59歳まで	満60歳～ 満64歳	満0歳～ 満3歳	満4歳～ 満23歳
加入限度額	4,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	600万円	1,000万円
選択できるコース	A-6～A-40	A-6・A-10	B-6～B-30	B-6・B-10	C-3・C-6	C-3～C-10

(注1) 組合員・配偶者とも、満59歳までに加入していたコースを満60歳以上でも継続できます。  
(注2) 全労済団体生命共済に加入されている方が重複して生命共済に加入される場合、加入限度額に制限がある場合がありますので、所属の労働組合までお問い合わせください。



# 生命共済12の特長

## 特長1 UAゼンセンのスケールメリットを活かし、**掛金がお手頃**です。

- UAゼンセンのスケールメリットを活かした相互扶助制度ならではの掛金設定となっています。
- UAゼンセン共済は、人件費や営業経費等のコストカットなどで、掛金引き下げを含む制度改善の努力を行っています。**加入者が増えれば更に掛金は下がる**という仕組みなのです。

年齢	保障額	月額掛金
30歳	1,000万円	1,000円
40歳	1,000万円	1,600円
50歳	1,000万円	1,600円

## 特長2 **分かりやすい仕組み**の死亡保障共済です。

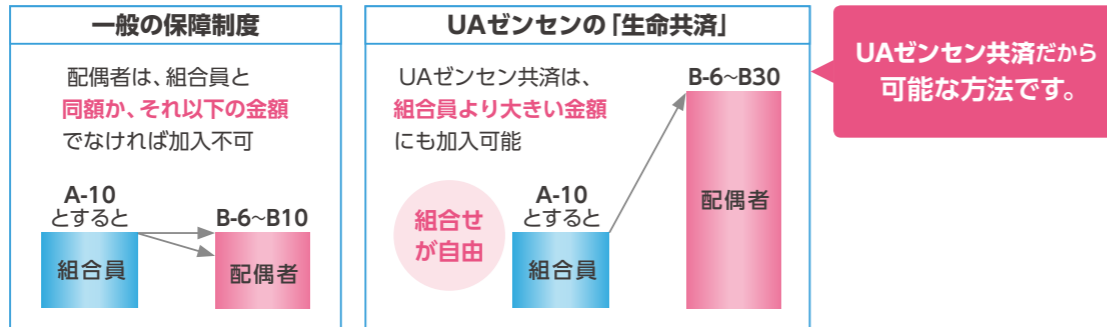
- 掛金や共済金の仕組みがシンプルで分かりやすい死亡保障共済となっています。

共済金	死亡したとき、重度障がいとなったときに共済金を一時金でお支払いします。	<b>一時金 600万円～4,000万円</b>
-----	-------------------------------------	--------------------------

## 特長3 組合員本人よりも**配偶者の保障額を大きく**できます。

- 配偶者の保障を大きくできますので、パート組合員が奥さまであれば、ご主人さまの保障の見直しにご利用いただけます。(加入限度があります。)

例 組合員本人が1,000万円のA-10コースに加入している場合



## 特長4 保障額は**毎年変更(見直し)**が可能です。

- 毎年3月1日(申込書締切は1月20日)付で変更できます。増額の場合は増額分に対する健康告知が必要です。

## 特長5 **満65歳**になるまで**保障が継続**します。

- 36歳以上は掛金が変わらないので安心です。
- さらに「移行共済」に加入すれば、満80歳まで保障継続が可能です。詳しくは、P10「移行共済による保障の継続について」を参照ください。(保障内容・掛金は変更となります。)

### ご案内

持病があるため「生命共済」に加入できない組合員の方が「緩和共済(生命コース)」に加入した場合、そのご家族は「生命共済」に加入することができます。

## 特長6 毎年の決算で**剰余**がでた場合は、割戻金として**お戻しします**。

詳しくは、P10「割戻金について」を参照ください。

- 割戻金の支払い実績(概算)

年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度*	2016年度*	2017年度*	2018年度*
年間掛金に対する割戻率	18.7%	15.5%	10.3%	6.6%	12.3%	8.3%	16.0%	約15.0%	約5.0%	約3.0%	約5.0%

\*年齢・加入日によって割戻率に差が生じています。

## 特長7 全労済との共同運営による**安心・安定の制度**です。

- 2015年3月からは、自家引受部分の再保険比率を50%から70%にアップさせ、更に安全性を高めました。
- ソルベンシーマージン比率は、**939.5%**を確保しています！(外部機関で簡易算出した数値です。)

## 特長8 全労済引受分の掛金は、**生命保険料控除**の対象となります。

\*自家引受部分は、対象となりません。

## 特長9 余命6ヵ月以内と診断された場合、**共済金の一部を先行して請求**できます。

- A-6、B-6、C-3コースは対象となりません。(詳しくは、P9「ご加入の手続き 給付内容について」②特定状態共済金」を参照ください。)

## 特長10 加入手続きが**簡単**で**毎月加入**できます。

- 加入時に医師の診断書は不要です。「健康状態の告知」のみで加入できます。

## 特長11 共済金(組合員、配偶者に限る)の**50%まで**を**年金形式で受け取る**ことができます。

- 詳細については、共済金を給付されるときに、UAゼンセン生活応援・共済事務局よりご案内します。

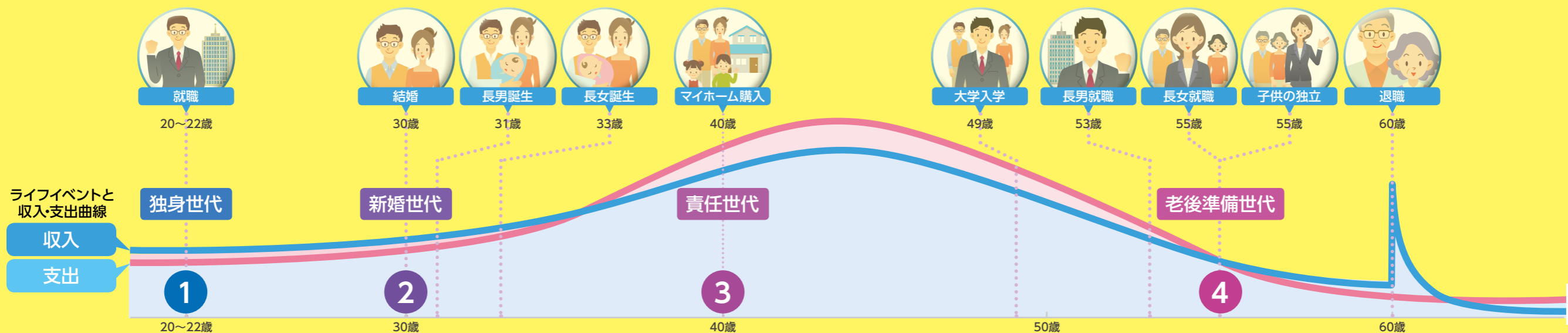
## 特長12 組合員でなくなっても**保障を継続できて安心**です。

- 組合員でなくなる場合は、組合の承認を得て「UAゼンセン福祉共済会」の会員になることによって保障を継続することができます。(年会費1,800円が必要となります。)



# 生命共済 モデルプラン

## ライフステージに合わせて必要な保障を考えてみましょう!



### ライフステージ別加入モデルプラン

#### モデルプラン① 加入年齢 20～22歳の単身者向け



死亡保障額600万円で葬儀費用や死後の整理資金に備えましょう。

死亡保障額 600万円	
葬儀費用など	300万円
その他	300万円
死亡保障額合計	600万円

月額掛金  
**600円**

#### ポイント

死亡保障は基本的に「遺される家族」のためのものであり、独身の方には大きな死亡保障は必要ありませんが、葬儀費用やお墓代など、ご両親や親族の方が困らないように、最低限の死亡保障を準備しておくことをおすすめします。

#### モデルプラン③ 加入年齢 40歳の責任世代



死亡保障額4,000万円で遺されたご家族の生活費やお子さまの教育費に備えましょう。

死亡保障額 4,000万円	
遺族生活費	2,000万円
子どもの教育資金	1,500万円
葬儀費用	300万円
その他	200万円
死亡保障額合計	4,000万円

月額掛金  
**6,400円**

#### ポイント

あなたに万が一のことがあったときに、子どもの教育費や養育費で、遺されたご家族が困らないように、十分な死亡保障を準備しておくことをおすすめします。

#### モデルプラン② 加入年齢 30歳の新婚世代



死亡保障額2,000万円でパートナーが立ち直るまでの生活費に備えましょう。

死亡保障額 2,000万円	
遺族生活費	1,000万円
葬儀費用	300万円
その他	700万円
死亡保障額合計	2,000万円

月額掛金  
**2,000円**

#### ポイント

あなたに万が一のことがあったときに、遺されたパートナーは、その後の生活を立て直すためのお金が必要となりますので、パートナーが、2～3年程度は生活できるだけの死亡保障を準備しておくことをおすすめします。

#### モデルプラン④ 加入年齢 50歳の老後準備世代



死亡保障額を1,500万円に見直して、余った掛金をもとにシルバーライフに備えましょう。

死亡保障額 1,500万円	
遺族生活費	1,000万円
葬儀費用	300万円
その他	200万円
死亡保障額合計	1,500万円

月額掛金  
**2,400円**

#### ポイント

子どもの独立とともに死亡保障を減らし、医療保障や老後への備えをおすすめします。



# ご加入の手続き

## ご加入にあたって

### ①加入手続と受付窓口

所定の「加入申込書(共通項目)兼口座振替依頼書」・「生命共済加入申込書」に必要事項を記入のうえ、組合経由でUAゼンセン生活応援・共済事業局へご提出ください。

### ②加入締切日

毎月20日(休日の場合は前営業日)UAゼンセン生活応援・共済事業局必着です。

### ③掛金

#### 1.掛金の適用

- (1)加入日(発効日)・変更日時点での年齢によって、35歳までの方と36歳以上の方で適用される掛金が異なります。また、ご加入後も、更新日(毎年3月1日)時点での年齢によって、35歳までの方と36歳以上の方で適用される掛金が異なります。

例 A-30へ加入する場合(2月1日で36歳となる方)



申込日(告知日)時点では35歳ですが、加入日(発効日)時点では36歳となるため、A-30にご加入する場合、「36歳～65歳」の掛金が適用され、月額掛金は「4,800円」となります。

- (2)既にご加入の方についても、更新日(毎年3月1日)時点における年齢によって、適用掛金が変わります。

#### 2.掛金の引落し

- (1)掛金は組合員本人と家族の分を合計して、組合員本人の指定預金口座(年金・積立・医療・レジャー・長期休業保障共済・緩和共済ご加入の場合は同じ口座)から自動的に引落しされます。(所属組合によっては給与天引ができませんので、所属組合にご確認ください。)
- (2)掛金が引落しされなかった場合は、翌月まとめて再請求いたします。
- (3)掛金が3ヵ月引落しされなかった場合は、最初の引落しできなかった前月の月末をもって自動脱退となります。また、新規加入では契約不成立となります。

※自動脱退後再加入の手続きをした場合は、再加入日(保障開始日)から新規加入扱いとなります。

### ④保障開始日(加入日)

初回掛金引落日の当月1日の午前0時からとなります。

例 1/18申込書締切(12/21～1/18申込書到着分)

→3/12初回掛金引落し ⇒ 3/1保障開始

### ⑤「加入者証」と「ご加入者のしおり」の発行

- 1.加入の証として「加入者証」と「ご加入者のしおり」を発行します。(保障開始日の当月中旬に組合宛発送します。ただし、「加入者証」に記載の通り、第1回目の掛金が入金された後、加入日より保障が開始されます。)
- 2.「加入者証」は、更新日(3月1日)ごとに、新しく発行します。(毎年3月中旬に組合経由で発送します。)

### ⑥「割戻金等支払通知書兼振替出資金受入れ通知書」および「生命保険料控除共済掛金証明書」の発行

- 1.毎年10月にご自宅へ送付します。
- 2.「割戻金等支払通知書兼振替出資金受入れ通知書」に、今年度の割戻金額(全労済への振替出資金額)および前年度までの出資金額が記載されています。

### ⑦ 共済期間

共済期間は1年です。同じ契約内容で引き続き加入される場合は、毎年3月1日付で自動更新され、手続きは不要です。

### ⑧ 内容変更手続(加入コースの変更等)

- 1.加入コースの変更は、毎年3月1日付で取り扱います。(ただし、加入申込書については11月21日～1月18日必着にてご提出ください。)
- 2.保障が高いコースへの変更の場合、「健康状態の質問事項」に対する回答が必要となります。

### ⑨ 脱退

- 1.加入者は、3月1日現在満64歳(子どもCコース)は満23歳)に達した後に最初に到来する2月末日をもって、自動脱退となります。
- 2.組合員でなくなる場合は、組合の承認を得て「UAゼンセン福祉共済会」に加入することにより、契約を継続することができます。
- 3.加入者が死亡または重度障がいになった時は、当月末日をもって脱退となります。ただし、組合員本人が死亡し、その後配偶者・子どもの保障を継続希望される場合は、組合の承認を得て配偶者が「福祉共済会」の会員になることにより継続できます。(改めて申込書を提出していただきます。)

### ⑩ 共済金の請求

共済事由が発生した時は、30日以内にUAゼンセン生活応援・共済事業局にご報告ください。

※共済金の請求は、生命共済所定の用紙にご記入のうえ、所属の組合経由でご提出ください。

## 給付内容について

### ①共済金が給付される場合

保障対象者が次の状態になった時、共済金が給付されます。

- 1.死亡した時
  - 2.次のような重い障がい(重度障がい)になった時
    - 重度障がいとは、傷病が治癒し、その後に残存する後遺障がい、労働者災害補償保険法に準じた、規約に定める「身体障がい等級別支払割合表」の第1級、第2級および第3級の2,3,4のいずれかの障がい状態が固定した場合をいいます。「重度障がい状態について」
- 重度障害共済金の支払対象となる重度障がい状態 <身体障がいの状態の定義>
- 身体障がいとは、病気または傷害が治癒したときに残存する生物学的器質的变化を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的なき損状態をいいます。[備考]視力の測定は、万国式視力表による。屈折異常のあるものについては、矯正視力について測定します。

- ①両眼が失明したもの
- ②そしゃく及び言語の機能を廃したものと
- ③神経系統の機能または精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの
- ④胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの
- ⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- ⑥両上肢の用を全廃したものと
- ⑦両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- ⑧両下肢の用を全廃したものと
- ⑨一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの
- ⑩両眼の視力が0.02以下になったもの
- ⑪神経系統の機能または精神に著しい障がいを残し随時介護を要するもの
- ⑫胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、随時介護を要するもの
- ⑬両上肢を手関節以上で失ったもの
- ⑭両下肢を足関節以上で失ったもの
- ⑮そしゃくまたは言語の機能を廃したものと
- ⑯神経系統の機能または精神に著しい障がいを残し、終身労務に服することができないもの
- ⑰胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、終身労務に服することができないもの

(注1)死亡共済金と重度障害共済金は重複して給付されません。  
 (注2)過去に重度障害共済金をお支払いしていた場合、その支払いと同一の傷病を原因として再び共済事故が発生しても、共済金は給付されません。

### ②特定状態共済金

- 1.特定状態共済金とは
  - 保障対象者である組合員本人、配偶者、子どもの余命が6ヵ月以内と診断された場合、余命期間の医療費(希望する医療のための費用)の補てんとして、共済金の一部を先行して請求できます。
- 2.仕組みの概要
  - (1)A-6、B-6、C-3コースは対象となりません。
  - (2)特定状態共済金の給付額は次のとおりとなります。

契約コース	特定状態共済金の給付額	特定状態共済金お支払い後の契約コース		
組合員契約コース	A-40	1,000万円	A-30	
	A-35		A-25	
	A-30		A-20	
	A-25		A-15	
	A-20		A-10	
	A-15		900万円	A-6
	A-10		400万円	A-6
A-6		対象外		
配偶者契約コース	B-30	1,000万円	B-20	
	B-25		B-15	
	B-20		B-10	
	B-15		900万円	B-6
	B-10		400万円	B-6
B-6		対象外		
子ども契約コース	C-10	400万円	C-6	
	C-6	300万円	C-3	
	C-3		対象外	



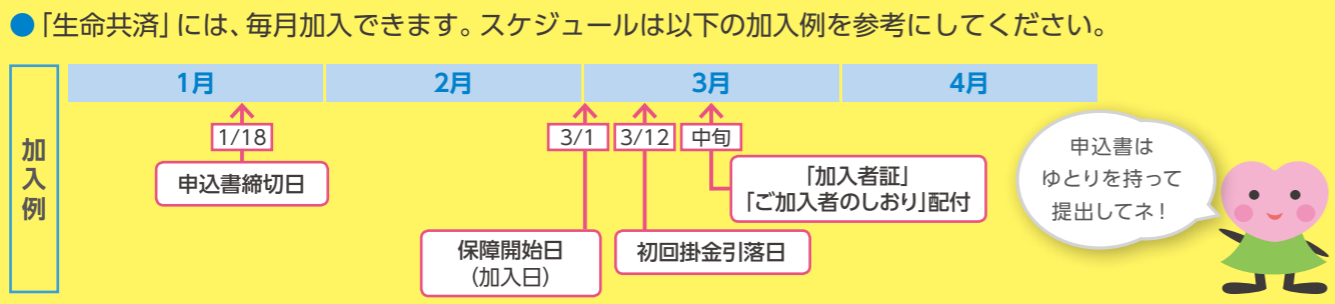
# 重要事項説明書

制度概要・注意喚起情報は、ご契約に際して特に確認していただきたい事項を記載したものです。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえお申し込みください。「制度概要」「注意喚起情報」は、ご契約内容のすべてを記載したものではありません。ご不明な点がございましたら、UAゼンセン福祉共済互助会および全労済までお問い合わせください。なお、ご加入後にご契約内容となる重要な事項を記載した「ご加入者のしおり(契約規定)」をお送りいたしますので、ご一読され、必ず内容を確認いただきますようお願いいたします。

## 制度概要

- ① 共済制度について**  
 1. 主(基本)契約……生命共済  
 ※生命共済は、UAゼンセン自家共済と全労済団体定期生命共済を各50%の割合で共同運営している制度です。  
 2. 死亡・重度障がい等を保障する1年更新の共済制度です。
- ② 保障内容と掛金について**  
 具体的な保障内容と掛金については、パンフレットのP2~3をご確認ください。
- ③ 加入資格**  
 1. 被共済者(以下、「加入者」といいます。)になることができる方。契約発効日(以下、「保障開始日」といいます。)\*更新日に、次のいずれかに該当する方  
 (1) 共済契約者(以下、「契約者」といい、UAゼンセン福祉共済互助会の会員。以下同じ。)  
 (2) 契約者の配偶者(内縁関係にある方を含みます。ただし、契約者または契約者と内縁関係にある方に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除く。以下同じ。)  
 (3) 契約者と同一生計で次に該当する満23歳までの未婚の方  
 ① 契約者の子  
 ② 契約者の配偶者の子  
 ※家族(配偶者・子)の加入には契約者本人の加入が必要です。  
 2. 加入者になることが出来ない方  
 (1) 健康状態の質問事項の回答をUAゼンセン福祉共済互助会および全労済が確認し、加入が妥当でないと判断した方  
 (2) 保障開始日または更新日に次の職業・職務に従事している方  
 ① 力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、その他これらに類する職業・職務  
 ② テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業・職務  
 3. 海外渡航者の取り扱いについて  
 契約者または加入者が海外渡航する場合は「海外渡航届兼任任状」の提出が必要ですので、生活応援・共済事務局にご連絡ください。  
 (1) 「海外渡航」の定義  
 「海外渡航」とは国外へ渡航し、その期間が3ヵ月以上にわたるものをいいます。(3ヵ月未満の場合、手続きは不要です。)  
 (2) 加入者の取り扱い  
 新規加入者は下記①~⑤のすべてを、既加入者は③~⑤の条件を満たしている場合に加入ならびに継続を認めます。(既加入者においては帰国予定の有無・渡航先・渡航期間を問わず、現契約の継続を認めます。)なお、すでに海外にいる者の新規加入(増額を含む)はできません。  
 ① 渡航先が、加入者の海外渡航時において、社会的不穏地域<sup>(注)</sup>でないこと。  
 ② 渡航期間が3年以内であること。  
 ③ 日本国内の金融機関の口座から掛金の払い込みが確実におこなえること。  
 ④ 共済金の請求および支払いの取り扱いについて、次のとおりとすること。  
 A 共済金の請求手続きは、日本国内に居住するもの(契約者またはその代理人)がおこなえること。  
 B 重度障害共済金の請求については、日本国内で作成された証明書(診断書)のみの受付となります。  
 C 共済金の支払いは、日本国内の金融機関への円建てでの支払いに限ります。  
 ⑤ 事務の取り扱いについて、次のとおりとすること。  
 A 契約者が日本国外へ渡航する場合  
 「海外渡航届兼任任状」により、日本国内に居住する者を「代理人」として指定し、共済契約上の事務手続きいっさいを代理するものとする。こと。  
 B 契約者でない加入者が日本国外へ渡航する場合「海外渡航届兼任任状」により海外渡航することを届け出ていただきますが、「代理人」を指定する必要はありません。
- ④ 共済金を減額してお支払いする場合**  
 1. 加入者の自覚症状の有無にかかわらず、保障開始日または更新日(増額した場合)時点で、すでに罹患していた疾病・受傷していた傷害を原因として、保障開始日または更新日(増額した場合)の増額部分から180日以内に重度障がいの状態になったときは、重度障害共済金の額を50%減額してお支払いします。  
 ※組合員契約の場合、最低加入共済金額600万円を除いた共済金額が減額の対象となります。  
 2. 配偶者契約および子ども契約は、保障開始日から1年以内に自殺または自殺行為によって重度障がいになったときは、契約共済金額の50%または300万円のいずれか低い額でのお支払いとなります。
- ⑤ 共済金支払いの分割・繰り延べ・削減について**  
 戦争その他の非常な出来事、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常時には、共済金の分割払い、繰り延べ支払い、削減することがあります。
- ⑥ 共済金受取人について**  
 1. 共済金受取人は契約者です。  
 2. 1.にかかわらず、加入者と同一人である契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は、(1)から(5)の順位になります。なお、(2)から(5)の中では、記載の順序になります。  
 (1) 契約者の配偶者  
 (2) 契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹(「その収入により生計を維持していた」とは、契約者の収入により、日々の消費生活の全部または一部を営んでおり、契約者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいいます。以下同じ。)  
 (3) 契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹  
 (4) (2)にあてはまらない契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹  
 (5) (3)にあてはまらない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹  
 3. 2.において、同順位の死亡共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合、その代表者は他の死亡共済金受取人を代表します。  
 4. 契約者は、加入者の同意およびUAゼンセン福祉共済互助会ならびに全労済の承諾を得て、死亡共済金受取人を指定または変更することができます。  
 5. 4.により死亡共済金受取人の指定または変更がされている場合で、その後、契約が更新されたときは、共済金額を変更したときを含めて、引き続き同一の内容による死亡共済金受取人の指定または変更があったものとします。  
 6. 死亡共済金受取人を指定または変更するための書類が全労済に到着する前に、指定前または変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払っていたときは、その支払い後に共済金の請求を受けても、重複して共済金は支払いません。  
 7. 4.により指定または変更された死亡共済金受取人が死亡した場合で、その後新たな死亡共済金受取人が指定されないときは、1.または2.に規定する順位および順番によります。
- ⑦ 共済金請求権の時効について**  
 共済金支払事由が発生したときは、速やかにご連絡ください。共済金をご請求いただける期間は支払事由の発生した日の翌日から3年間です。詳しくは、UAゼンセン福祉共済互助会までお問い合わせください。
- ⑧ 割戻金について**  
 全労済引受分の掛金が割戻金の対象となります。毎年5月末に決算を行い、剰余が生じた場合に割戻金としてお戻しします。割戻金は、全労済の組合員出資金へ振替出資されます。

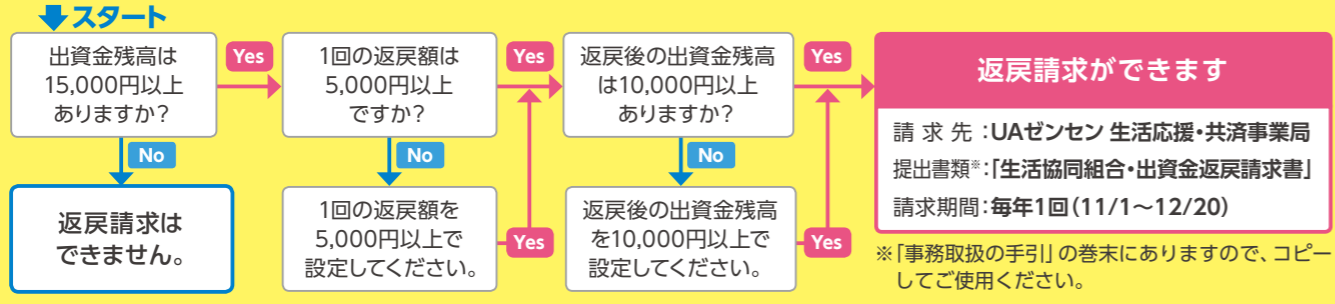
## ご加入までのスケジュール



## 割戻金について

- 割戻金は、全額を全労済への出資金としてお預かりし、原則、生命共済の脱退時に返戻します。ただし、出資金残高が15,000円以上ある契約者については、毎年1回、減額請求手続きによる返戻が可能です。
- 出資金残高は、毎年10月に組合経由でお知らせします。  
 ※詳しくは、P8「ご加入の手続き」ご加入にあたって⑥「割戻金等支払通知書兼振替出資金受入れ通知書」および「生命保険料控除共済掛金証明書」の発行を参照ください。

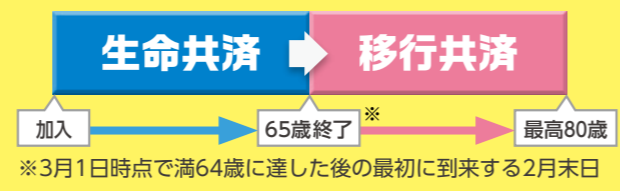
## 返戻可否判断フローチャート



## 移行共済による保障の継続について

### 満65歳になるまで保障が継続します!

さらに…「移行共済」に加入すれば満80歳までの保障継続が可能です!



- 組合員および配偶者が年齢満了が近づくと「ご加入のご案内(11月頃)」を送付します。
- 希望者は年齢満了による脱退時(65歳になった2月末)に、その時の健康状態にかかわらず500万円または300万円の保障コースに加入でき、80歳まで保障が継続できます。(A-6、B-6にご加入の方は300万円コースのみ)
- 保障は最高満80歳までご継続いただくことが可能ですが、保障金額等を制限させていただく場合がございます。

### 「移行共済」月額掛金表・累計払込掛金額表

当年4月1日現在の年齢	男性・女性 共通(単位:円)			
	300万円保障型(K2コース)		500万円保障型(K3コース)	
	月額掛金	払込掛金累計*	月額掛金	払込掛金累計*
65歳	3,570	42,840	5,950	71,400
66歳	3,570	85,680	5,950	142,800
67歳	3,570	128,520	5,950	214,200
68歳	3,570	171,360	5,950	285,600
69歳	3,570	214,200	5,950	357,000
70歳	3,570	257,040	5,950	428,400
71~80歳	10,710	—	17,850	—

※表記の掛金額および払込累計掛金は2018年10月1日時点での予定掛金額となります。今後、基礎率等に変動があった場合、掛金および保障額が変更となる可能性があります。  
 ※保障は最高満80歳までご継続いただくことが可能ですが、保障金額等を制限させていただく場合がございます。

「移行共済」に関するお問い合わせは下記までお願いいたします。

全労済(共済インフォメーションセンター)  
  
**0120-01-6031**

## 個人情報の取り扱いに関するご案内

UAゼンセン福祉共済互助会はUAゼンセン各加盟組合に本加入申込書に関する個人情報を提供いたします。各加盟組合は本加入申込書に関する個人情報(過去に取得したものを含まず。)を、UAゼンセン共済に関する会員の確認、加入者からの照会・応答、給付金請求の他、UAゼンセン共済その他UAゼンセン福祉共済互助会が行う各種情報・サービスの提供・案内等を行うために利用させていただきます。加入申込者におかれては、共済加入申込にあたり、UAゼンセン各加盟組合が個人情報を上記目的のために提供・利用することにご同意いただきたくお願い申し上げます。

また、UAゼンセン福祉共済互助会は、提携団体である全国労働者共済生活協同組合連合会(以下、全労済という)に本加入申込書に関する個人情報を提供します。

①全労済はUAゼンセン及び共済契約者から受領した個人情報を生命共済の共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いなどの判断に関する業務や、全労済の事業、各種商品、サービスのご案内などの目的以外では使用しません。また全労済は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社等とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等の解除もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、当会を含む各生命保険会社等の保有する共済・保険契約

等に関する、相互照会事項の情報を共同して利用しております。また、組合員・お客さまの特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」にもとづき適切に取り扱います。今後、個人情報に変更等が発生した際にも、全労済において、それぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。全労済の個人情報に関する取り扱いは、ホームページ(https://www.zenrosai.coop)をご覧ください。

### ②共同利用の事項

UAゼンセンと全労済、契約者(組合員)、所属労働組合が共同利用する保有個人データは、次の項目になります。

- (a) 加入・変更・脱退申込書記載事項(契約者・被共済者・受取人情報・契約内容・口座情報)
  - (b) 年末調整手続事項(年間支払金額、割戻金額、申告金額)
  - (c) 労働組合経由の共済金支払手続事項(共済金請求書・支払通知書＝契約者・被共済者・受取人情報・共済事由、共済金額、口座情報)
- ※上記事項に関わる所属組合・会社等の事業所番号、従業員番号、所属番号、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号を個人データ項目とし共同利用します。

## 共済契約等にかかわる事務手続きについて

契約者がUAゼンセンに所属する労働組合を通じてご加入される場合、共済契約等にかかわる事務手続きは契約者からの委任にもとづいてUAゼンセンが代行することとなります。

## 都道府県労働者共済生活協同組合定款

生命共済加入者は、全国労働者共済生活協同組合連合会(全労済)および各都道府県生協の組合員となります。以下、組合員についての記載となります。[定款・組合員及び出資金に関する条文抜粋]

### 【組合員の資格】

- 《第6条》この組合の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができる。
- 2)この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることである。

### 【届出の義務】

《第9条》組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

### 【自由脱退】

- 《第10条》組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。
- 2)この組合は、組合員が第9条に定める住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。
- 3)前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、こ

## 全労済引受部分に関する苦情・異議申し立て

全労済の対応に納得のいくような解決ができなかった場合は、中立的な第三者機関である「一般社団法人日本共済協会共済相談所」をご利用いただくことができます。日本共済協会では、裁定または仲裁により解決支援業務を行います。

## ご契約者の皆さまへ

全労済は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる充分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。全労済は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に

- 電話03-5368-5757
  - 受付時間9:00～12:00/13:00～17:00(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)
- ※ただし、自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしておりません。

行っていくます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています(※詳しくは各都道府県的全労済にお問い合わせください)。

## 注意喚起情報

### ①加入申込書の記入について

加入申込書はUAゼンセン福祉共済互助会および全労済と契約を締結するもの、また、質問事項(告知事項)は健康状態を告知いただくものとして重要です。契約者自身をご記入いただき、内容を充分にお確かめのうえ、署名・押印してください。

※契約者本人以外が加入者となる場合には、加入者になれる方の同意を得てください。

### ②契約の解除について

次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。

- 1.共済金受取人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき。
- 2.契約者、加入者または死亡共済金受取人が、UAゼンセン福祉共済互助会および全労済に共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき。
- 3.契約者、加入者または死亡共済金受取人が、反社会的勢力\*1に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係\*2を有していると認められるとき。
  - ※1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人)を含みます。以下同じです)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
  - ※2「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。
- 4.他の契約等との重複によって、加入者にかかる共済金等(保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします)の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき。
- 5.前記1.～4.までのいずれかに該当するほか、UAゼンセン福祉共済互助会および全労済との信頼関係が損なわれ、UAゼンセン福祉共済互助会および全労済が、契約の存続を不適当と判断したとき。
- 6.契約者または加入者が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき。
  - ※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。
  - ※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。
  - ※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。当該契約の未経過契約期間(1ヵ月に満たない端数日は切り捨てます)に相当する掛金をお返しします。
  - ※前記3.の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

※1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人)を含みます。以下同じです)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

※2「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。

※1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人)を含みます。以下同じです)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

※2「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。

※1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人)を含みます。以下同じです)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

※2「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。

※1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人)を含みます。以下同じです)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

※2「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。

※1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人)を含みます。以下同じです)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

※2「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。

行為により支払事由が発生し、UAゼンセン福祉共済互助会および全労済が共済金の支払いを適当でない判断したとき。

- 2.加入者が保障開始日から1年以内に自殺したとき、または自殺行為により重度障がいとなったとき。ただし組合員契約は最低加入コース(最低加入共済金額600万円)についてはお支払いします。配偶者および子ども契約は、契約共済金額の50%または300万円のいずれか低い額でのお支払いとなります。
- 3.共済金受取人が共済金給付事由の発生した翌日から3年間、共済金の請求を行わなかったとき(時効)。

### ⑥契約の無効について

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

- 1.契約者または加入者が保障開始日・更新日にすでに死亡していたとき。
- 2.契約者が保障開始日・更新日にUAゼンセン福祉共済互助会の会員でなくなっていたとき。
- 3.契約者が保障開始日・更新日に加入者となっていないとき。
- 4.契約者の意思によらず契約を申し込まれたとき。
- 5.加入者が「加入者になることができる方」の範囲外であったとき。
- 6.契約の申し込みの際、加入者の同意を得ていなかったとき。
- 7.共済金額が最高限度を超えていたときは、その超えた部分。
  - ※契約が無効の場合、当該契約の掛金の全部または一部を、契約者にお返しします。
  - ※契約が無効であった場合で、すでに共済金を支払っていた場合は返還していただきます。

### ⑦共済金の不法取得目的による契約の無効について

契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をした場合には、その契約は無効となります。※契約が共済金の不法取得目的による無効の場合、契約当初からの払込掛金はお返しできません。

※すでに、共済金または返戻金を支払っていたときは返還していただきます。

### ⑧契約の消滅について

- 1.加入者が死亡したとき。
  - 2.加入者が重度障がいの状態となったとき(重度障害共済金が支払われた場合)。
- ※共済金を契約者または死亡共済金受取人にお支払いする場合で、未払込掛金があるときはその未払込掛金の額を共済金から差し引かせていただきます。

### ⑨掛金の生命保険料控除について

全労済引受分が生命保険料控除の対象となります。共済掛金証明書は、1月から12月までの間に掛金をお支払いいただいた契約について発行します。生命保険料控除の対象となるのは「納税する人が掛金を支払い、共済金受取人が自己または配偶者(内縁関係にある方は対象となりません)、子どもである共済契約」となりますのでご注意ください。

### ⑩契約内容に関する届け出について

契約者は次の場合、直ちに組合経由でUAゼンセン福祉共済互助会へご連絡ください。連絡がないと共済金をお支払いできない場合があります。

- 1.氏名や住所が変更となったとき
- 2.加入者が「ご加入いただける方」の範囲外になったとき
- 3.死亡共済金受取人・指定代理請求人の氏名が変更されたとき(「制度概要⑥共済金受取人について」の4.により、契約者が死亡共済金受取人を指定または変更された場合など)

### ⑪共済金等を確実にご請求いただくために(代理請求について)

契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者があらかじめ指定した代理人(指定代理請求人)が共済金等を請求することができます(「指定代理請求制度」といいます)。また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき等には、契約者の代理人となりうる方(代理請求人)が共済金等を請求することができます(「代理請求制度」といいます)。詳しくはUAゼンセン福祉共済互助会、または全労済までお問い合わせください。

※生命共済は、全労済と共同運営している制度です。



## 健康状態の告知について

「告知事項(健康状態の質問事項)」は必ずお読みいただき、正しく記入してください。  
 新規加入または増額される加入者の申込日(告知日)時点での健康状態により加入判断を行います。  
 申込書の提出にあたっては、必ず申込日(告知日)をご記入ください。

(注)告知の内容が正しくないと、ご加入が取消されたり共済金がお受取りいただけない場合があります。

健康な方とは次の1~3に該当しない人をいいます。

(ただし、継続加入の方に限り1~3の健康状態で前年度加入契約コースの保障額の範囲内で継続加入できます。)

質問1

現在、病気<sup>\*1</sup>やけがのため、入院・安静加療<sup>\*2</sup>をしている、または、入院・安静加療<sup>\*2</sup>・手術<sup>\*3</sup>を要すると診断されている。

- ※1「病気」には、妊娠・分娩に伴う異常(帝王切開・子宮外妊娠・妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)・流産等)を含みます。
- ※2「安静加療」とは、医師の診断にもとづき、自宅などで静養している状態をいいます。なお、1週間程度で完治するかぜ・インフルエンザによる安静加療は含みません。
- ※3「手術」には、切開術のほか、抜釘術、内視鏡手術、レーザー手術、レーシック手術、帝王切開、人工中絶手術なども含みます。また、入院を伴わない日帰り手術も含みます。ただし、抜歯は含みません。

過去1年以内に、下記の疾病により、医師の治療<sup>\*4</sup>を受けたこと、または、医師の治療<sup>\*4</sup>を要すると診断されたことがある。ただし、現在、その疾病が完治している<sup>\*5</sup>場合は該当しません。

- ※4「医師の治療」とは、投薬、医学的処置および食事療法などをいいます。
- ※5「完治している」とは、医師から「病気が治癒した」、「治療の必要がない」と診断されている状態をいいます。

「下記の疾病」とは、次に掲げるものをいいます。

慢性疾患の種目	具体的な病例(抜粋)
ア 新生物	がん(胃癌、肺癌など)、腫瘍(甲状腺腫瘍など)、肉腫(骨肉腫など)、筋腫(子宮筋腫など)、白血病(骨髄性白血病など) ほか
イ 糖尿病	
ウ 心疾患	高血圧症、心筋梗塞、狭心症、心膜炎、心筋症、不整脈、心不全、心房細動、心室細動、心肥大 ほか
エ 脳血管疾患	くも膜下出血、脳梗塞、脳動脈瘤 ほか
オ 胃、腸の疾患	胃潰瘍、十二指腸潰瘍、腸閉塞、潰瘍性大腸炎、腹膜炎、クローン病 ほか
カ 肝臓、脾臓の疾患	肝不全、肝炎、肝硬変、肝機能障がい、肝臓癌、脾炎、脾内分泌障がい ほか
キ 腎臓の疾患	腎炎、腎不全、ネフローゼ、多発性嚢胞腎 ほか
ク 呼吸器の疾患	肺炎、肺結核、肺気腫、慢性気管支炎、気管支拡張症、気管支結核、結核性気胸、肺膿瘍 ほか
ケ 精神障がい	認知症、躁うつ病、アルコール依存症、統合失調症 ほか
コ 神経の疾患	脳炎、髄膜炎、脳性麻痺、アルツハイマー病、パーキンソン病、てんかん、筋ジストロフィー、脳ヘルニア、一過性脳虚血発作 ほか
サ 血管および血液の疾患	動脈硬化症、動脈瘤、血栓症、川崎病、静脈炎、血友病 ほか
シ 眼の疾患	角膜潰瘍、遺伝性角膜ジストロフィー、白内障、緑内障、網膜剥離、網膜裂孔、網膜色素変性 ほか
ス 脊柱、骨、関節、全身性結合組織、免疫の疾患	椎間板ヘルニア、脊柱管狭窄症、強直性脊椎炎、後縦靭帯骨化症、骨髄炎、骨粗しょう症、骨パジェット病、関節リウマチ、膠原病、ベーチェット病、免疫不全症候群 ほか

質問2

過去1年以内に、病気<sup>\*1</sup>やけが(手足の骨折を除きます。)のため、連続して14日以上入院・安静加療をしたこと<sup>\*6</sup>、または、手術<sup>\*3</sup>を受けたことがある。

- ※6「連続して14日以上入院・安静加療をしたこと」には、入院日数と安静加療の期間が合計14日以上となる場合を含みます。例えば、自宅で2日間の安静加療後、10日間入院し、さらにその後自宅で2日間安静加療した場合等を含みます。

質問3

質問1~質問3に一つでも該当する方は、「生命共済」にはご加入いただけません。

その場合は、

持病・既往症があっても一定条件のもとご加入いただける「緩和共済」へのご加入をご検討ください。

## 申込書記入例

### ①加入申込書(共通項目)兼 口座振替依頼書

3制度の共通記入項目  
 共通項目部分は「複写式」になっていますので、**①枚目に記入すれば②~⑤枚目は記入不要**です。

加入を希望する制度  
 生命共済に **○印**をご記入ください。  
 (その他の加入を希望する制度にも○印をご記入ください。)

口座振替依頼書  
 チェックオフ組合および医療共済、長期休業保障共済、年金共済、積立共済、傷害・賠償共済、緩和共済、生命共済に既にご加入いただいている方は **記入不要** です。  
 (追加加入およびコース変更の方も記入不要です。)

新規加入で記入が必要な場合は**必ず金融機関お届け印**を押印してください。

### ②生命共済加入申込書

加入を申し込む場合は、**押印**してください。

生命共済に新規加入の方は **新規**、家族の追加加入は **追加** に **○印**をご記入ください。

**35歳以下か36歳以上のどちらか** に○印をご記入ください。

**続柄、氏名、フリガナ、生年月日、性別、加入コース**をご記入ください。

P15の健康状態の質問事項または生命共済加入申込書の裏面を参照のうえ健康状態の回答欄に、**該当する場合のみ○印**をご記入ください。  
 該当する場合は、加入できません。

P3「**月額掛金**」を参照し、**全加入者の合計掛金**をご記入ください。